

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五条第六項において準用する同条第一項の規定によつて、因島都市計画区域及び瀬戸田都市計画区域を一の都市計画区域とし、次のとおり変更した。

平成二十六年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 都市計画区域の名称

因島瀬戸田都市計画区域

二 都市計画区域の土地の区域

広島県尾道市 陸地

因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町

広島県尾道市 地先公有水面

因島土生町、因島田熊町、因島三庄町、因島椋浦町、因島鏡浦町、因島外浦町、因島中庄町、因島大浜町、因島重井町、因島原町、因島洲江町、瀬戸田町

三 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

なし

四 都市計画区域から除外される土地の区域

なし